

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和6年4月2日(2024.4.2)

【公開番号】特開2024-40302(P2024-40302A)

【公開日】令和6年3月25日(2024.3.25)

【年通号数】公開公報(特許)2024-054

【出願番号】特願2024-17225(P2024-17225)

【国際特許分類】

H01L 21/683(2006.01)

10

【F1】

H01L 21/68 R

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月25日(2024.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

試料保持面である第1面および前記第1面とは反対側の第2面とを有し、厚さ方向に貫通するガス孔が形成された板状の基体と、

前記第2面に対向する第3面および前記第3面とは反対側の第4面とを有し、該第3面は、前記第2面と対向しており、前記ガス孔に連通する貫通孔を有する支持体と、

前記貫通孔の内部に配設された多孔質部材であって、少なくとも1つの緻密層を含み、前記少なくとも1つの緻密層は前記多孔質部材の他の部分よりも緻密である多孔質部材と、を備え、

前記多孔質部材は、前記支持体の前記第3面側に位置する第5面と前記第5面とは反対側の第6面および外周面を有しており、該外周面は、前記貫通孔の内周面に接しており、前記少なくとも1つの緻密層を、複数有する、試料保持具。

30

【請求項2】

前記多孔質部材の他の部分は、前記少なくとも1つの緻密層によって複数の領域に分画されている、請求項1に記載の試料保持具。

【請求項3】

前記少なくとも1つの緻密層は、前記外周面に位置している、請求項1または請求項2に記載の試料保持具。

【請求項4】

前記少なくとも1つの緻密層は、前記第5面および前記第6面に位置する、請求項1～3のいずれかに記載の試料保持具。

40

【請求項5】

前記第5面上の前記少なくとも1つの緻密層の幅は、前記多孔質部材の他の部分よりも小さい、請求項1～4のいずれかに記載の試料保持具。

【請求項6】

前記第3面は、接合材を介して、前記基体の前記第2面に接合されており、平面透視にて、前記接合材は、前記貫通孔の前記外周面よりも前記ガス孔に延びている請求項1～5のいずれかに記載の試料保持具。

【請求項7】

前記接合材は、前記貫通孔の内周面と前記多孔質部材との間に位置する、請求項6に記載

50

の試料保持具。

【請求項 8】

複数有している前記少なくとも 1 つの緻密層の厚さは、互いに異なっている、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の試料保持具。

【請求項 9】

前記多孔質部材の前記第 5 面は前記支持体の前記第 3 面よりも下方に位置している請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の試料保持具。

【請求項 10】

前記基体の前記第 2 面には下方に開口する凹部が形成され、前記多孔質部材が、前記貫通孔の内部から該凹部の内部にかけて位置しており、

10

前記多孔質部材の第 5 面は、前記支持体の第 3 面よりも上方に位置している、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の試料保持具。

【請求項 11】

前記支持体の前記貫通孔内に位置しており、前記貫通孔の軸線方向に沿って延びる円筒状の筒状部材を有する、請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の試料保持具。

20

30

40

50